

わたなべ友貴

区政レポート

2020年
新年号

体育館のエアコン編

区内の全公立小中学校への エアコン整備を決定しました。

平成30年12月、東京都は公立小中学校の体育館へのエアコン整備の為に補助制度を創設しました。杉並区は、平成31年2月、早々にこの補助制度を活用し、区内の全公立小中学校へのエアコン整備を決定しました。このこと自体はとても素晴らしいことです。

区のエアコン整備の目的は、まず夏場の体育館の酷暑から子供の命を守ること。そして、体育館は震災の時にける震災救援所施設ですから、避難者の生活環境の向上です。

つまり、体育館へのエアコン整備に区は防災上も極めて重要な役割を期待しているのです。私も、この点には全く同意見です。

被災者の体調管理にも 備えておくことが必要。

さて、防災の目的は「いのちを守る」ことです。平成28年4月に発災した熊本地震以降、災害後の避難生活の疲れ・ストレス・環境悪化により体調を崩し死亡する「災害関連死」が注目されています。

『体育館のエアコンは、災害時に動きますか？』



熊本地震での体育館の避難所

内閣府の発表によると、平成31年3月現在、

死者の合計は270名。そのうち、直接死が50名なのに対し、災害関連死は全体の約8割、215名にものぼります。

このデータから、「いのちを守る」為には、災害後の被災者の体調管理にも備えておくことが必要だとわかります。

震災救援所における一人当たりの生活面積はとても狭く、隣との仕切りも不完全。常に人の目があり、ストレスも溜まります。

そこに真夏や冬場の発災で気温の面でも厳しい環境を強いられれば、被災者が体調を崩すことは必至です。



ですから、体育館へのエアコン整備は、避難所の生活環境の向上に効果があり、「災害関連死」を防ぐ、防災の視点から非常に重要です。

わたなべ友貴の区政レポート 〈体育館のエアコン編〉

非常用電源の整備をするべきです。

もっとも、エアコンを動かすためには当然電源が必要です。しかし、多くの区民が非難するような大規模災害が発生した際には、停電していることも当然想定されます。

そうしたときに、いざ目の前にあるエアコンが停電で動かなければ、区民からは、「区は防災上の効果があると欺いたのか」、「区には全く想像力が欠落しているのか」と疑われかねません。そうならない為にも、私は、

停電に備え必ず、体育館のエアコンは必ず非常用電源とセットで整備をするべきである、と主張し、区議会の場で質問をしました。

区の回答は、

- ①災害時の停電率は29.5%と想定しており、学校の電力復旧を最優先で行うよう東電に求めている
- ②電気容量の制限などの課題があり、非常用電源に切り替える設備に切り替える予定はない
- ③災害時用配慮者に関しては、多目的室など電気容量が少なくて済む部屋に非常用電源に



杉並区の体育館にはエアコンが設置されます。



災害後の即時復旧というインフラ神話は崩壊しています。



切り替えられるエアコンを設置し、そこで生活していただく、とのことでした。

しかし、令和元年の台風15号では、電力の復旧までに1か月以上の時間を要しており、既に災害後の即時復旧というインフラ神話は崩壊しています。ですから、想定できない停電や、復旧期間を見据えた対策が必要であると考えます。

また、災害時要配慮者ではない区民も体調を崩すのが、災害時の避難生活です。

要配慮者にのみ目を向けた対策では、「災害関連死」から区民のいのちを守ることができません。

実現に向けて

以上の理由から、私はまだ、杉並区の体育館へのエアコン整備に対する施策は不十分であると考えています。「全ての体育館にエアコン整備が決まりました！」という点で思考停止するのではなく、さらに一歩踏み込んで、この問題に引き続き取り組んで参ります。

杉並の防災を前へ

杉並区議会議員

わたなべ友貴 事務所

〒167-0051 杉並区荻窪 5-18-11-202

電話 080-1054-1956 FAX 03-4243-3020

tomoki.suginami@gmail.com

わたなべ友貴

検索



URL: <http://tomoki-suginami.com>

プロフィール

- ・1984年9月25日生まれ(35歳)
- ・ねずみ年・てんびん座・A型
- ・法政一高・法政大学法学部卒
- ・法政大学法科大学院修了(法政に10年)
- ・東京都議会議員 早坂よしひろの秘書を7年間務める
- ・防災士・宅地建物取引士
- ・趣味: 東京マラソン 2019 完走
ピアノ・洗濯・プロレス観戦



荻窪の 杉並区議会議員として、 議会で質問しました。



写真はイメージ



自慢できる街に、誇れる街に！

荻窪というまちは、文化芸術と賑わいと、住環境が調和する、品格のあるまちです。そして、駅周辺は、区内商業の中心地で、商業施設や飲食店が多く集まり、賑わいのある街並みを形成しています。

区は、杉並区景観計画において、荻窪駅周辺の景観づくりの方向性を示しています。その内容は、駅周辺の商業地の特性を生かした景観づくりを進める、そして、

商業地域として、周辺のまちなみとの調和を図り、看板・広告の集約に努め、落ち着いたデザインを基調とする、とのことです。

そうした中、昨年8月、荻窪駅と杉並公会堂の導線上、青梅街道に面した空き店舗に、新規店舗がオープンしました。

『荻窪というまちの品格を守りましょう』

その店舗は、開店以来、青梅街道に面した歩行者の目線の高さに巨大電子パネルの屋外広告を設置し、早朝から深夜まで、ガラガラと映像を流し続けています。荻窪のまちで、この屋外広告は、悪い意味で異彩を放っています。

私は、この光景が荻窪のまちとして、許容されるべきではないと考えます。屋外広告は、無秩序に設置されれば、まちの品格を損ねることにともなりかねません。

屋外広告の決定には 一定のルールが必要です。

もちろん、店舗も商売ですから、広告に相当の金額をかけているでしょう。また、一度設置してしまえば、容易に取り外しや交換ができるものではありません。

ですから、屋外広告の設置には、事前の相談や、一定の制限を設けていくべきではないか、という旨の主張を、議会で質問いたしました。

これに対して、区からは、屋外広告はまちなみの個性や魅力、そして賑わいの創出にも影響する、このことから、土地・建物・工作物の所有者・使用者の理解が必要にはなるが、地域での屋外広告物に関するルール作りも効果的である、との答弁をいただきました。

実現に向けて

これを契機に、まちの雰囲気や品格を損なわない、屋外広告物に関する一定のルールづくりが進むよう、さらに発言をしながら、より魅力的な杉並のまちづくりに邁進してまいります。

区民の声を
実現する

わたなべ友貴 奮戦の一日。



NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNN



NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN



NNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN



NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN



NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN



NNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN



NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

議会を見学にきませんか？

皆さまのご意見をお寄せ下さい。

わたなべ友貴 事務所／〒167-0051 杉並区荻窪 5-18-11-202
電話 080-1054-1956 FAX 03-4243-3020
tomoki.suginami@gmail.com